第24回にいがた食の安全・安心審議会 議事録

１ 日 時

令和４年１ 月12 日（水）午後１時30 分から３時30 分まで

２ 会 場

新潟県自治会館 別館 ゆきつばき（新潟市中央区新光町４番地１）

３ 出席者

にいがた食の安全・安心審議会委員15 名のうち、12名出席

４ 内 容

議題１ にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について ：１ページ
議題２ 令和３年度食の安全に関するアンケート調査結果 ：５ページ
議題３ にいがた食の安全・安心基本計画改定原案たたき台について ：12ページ
議題４ にいがた食の安全・安心基本計画の今後の改定スケジュールについて ：24ページ

○ 開会

○ 福祉保健部副部長あいさつ

○ 委員紹介

○ 審議会の成立報告

○ 議事

【城会長】

会長を務めさせていただいております新潟大学の城です。

次第にありますとおり、四つの議題があり、非常に盛りだくさんの中身になっています。

特に、にいがた食の安全・安心基本計画改定原案を審議する重要な中身となっております。

時間に限りがありますけれども、ぜひ積極的に御発言いただきまして、よりよい基本計画が策定できるように、よろしくお願いします。

それでは早速議事に入りたいと思います。

最初に議題の１番目、にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について、事務局の方

から説明をお願いします。

【事務局】

にいがた食の安全・安心基本計画の進捗状況について、資料１から資料１－４を用いて説明いたします。

それでは、資料１を御覧ください。

まず、本計画の期間、目的、成果について説明いたします。

計画期間は平成 29 年度から令和２年度までの４年間としておりましたが、昨年度のコロナウイルス感染症の流行によって、計画改定のために十分な審議をすることができなかったことから、１年間延長し、令和３年度までの５年間としております。

本計画の目的は「新潟県における食の安全・安心の推進」としており、ここでいう「食の安全・安心」とは、「食品等の安全性及び食品等に対する消費者の信頼を確保すること」と条例で定義しています。

計画全体の達成度を測る成果指標については、前回の改定で「新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う県内外の住民の割合」に変更しました。

この成果指標は、年１回アンケートを実施し、調査しております。

アンケートの詳細については、次の議題で説明することとし、ここでは結果のみお知らせいたします。

今年度８月に行った最新のアンケートの結果、県内は 87.0％であり、基準年に比べ 2.9 ポイントの増加、県外では 82.6％であり、基準年に比べ 4.9 ポイント増加しましたが、統計上の誤差の範囲であり、評価としては「横ばい」でした。

次に２ページを御覧ください。

平成 29 年からの指標値の推移を示したグラフです。

県内、首都圏とも安定的に高い値で推移してきました。

その下の「２　計画に基づく施策の取組状況」については、13 の施策について取り組みました。

次に「３　取組指標の進捗状況」について、各施策の達成度の目安として設定した 20 の取組指標の進捗状況は、このとおりです。

３ページから資料１－２として施策の取組状況を記載していますが、時間の都合により具体的な説明は省略させていただきます。

11 ページの、資料１－３を御覧ください。

一番上に、先ほど申し上げました成果指標を記載し、その下に 20 の取組指標を記載しています。

指標ごとに、基準年の平成 29 年度値のほか、前年度、最新値として令和２年度値、目標値、進捗状況などを一覧にしております。

点線で囲んだ中に進捗状況の凡例と進捗状況をお示ししております。

・目標値を達成したものが６指標

・基準年の 29 年度値から増加したものは、なし
・横ばいのものは、４指標
・減少してしまったものが 10 指標
という結果でした。

これらのうち、基準年に対して横ばい又は減少した指標の一部を御説明いたします。

まず、コロナウイルス感染症の流行により、計画どおりに事業を行うことができず、例年と比較して最新値が減少した指標が複数ありました。

具体的には、指標４番「飲食店・製造業・販売業に対する監視指導回数の年間達成率」、７番「農薬販売店等に対する講習会受講者数」、16 番「食の安全を主としたイベントの参加者数」、19 番「食品衛生監視員の HACCP 研修受講率（年間）」の４項目です。

このうち、16 番については、集合型のイベントをほとんど開催できなかったことにより、目標数 5,000 人に対して 238 人と大きく減少しました。

その他の項目としては、９番「県ホームページ『にいがた食の安全インフォメーション』年間閲覧数」でございますが、29 年度に 42,339 回だったものが、令和元年度に 31,765 回、令和２年度に 27,332 回に減少しました。

13 ページの、資料１－４を御覧ください。

現計画の取組指標である「にいがた食の安全インフォメーション」については、トップページの閲覧数を指標値としていますが、資料１－４にあるとおり、平成 23 年３月に発生した東日本大震災、福島第一原発事故など、大規模な事件や事故などが発生した際に閲覧数が上昇し、平成 25 年 12 月の国内冷凍食品工場で農薬混入が判明した後に若干増加した後は、大規模な事件等の発生がなく、閲覧数が減少しています。

一方、事業者向けページについては、年間 5,000 回程度で推移しています。

【城会長】

それではただいまの説明について、何か質問、御意見がありましたらよろしくお願いします。

【山本委員】

県ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」の年間閲覧数を今後は事業者を対象とした閲覧数で行くっていうことになっておりますが、現在のにいがた食の安全インフォメーションには、消費者向けのページと営業者向けページが二つ並んでいることを確認したんですけれども、事業者向けのページの情報量を増やして中心としていく方向でしょうか。

消費者向けの情報量は、今後少なくなってしまうんでしょうか。

【生活衛生課】

ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」のトップページの閲覧数が世の中

の事件・事故の発生を受けて、大きく上がるときもあれば、事件・事故がなければ、次第に関心が薄れて、閲覧数が減ってくるというふうな事件・事故の影響を受けやすいことを踏まえまして、トップページの閲覧数を指標として目標値を設定していくのが、なかなか難しいと考えております。

一方、ホームページによる情報発信は、今後も非常に重要な発信手段と考えておりますので、世の中の事件・事故の影響を比較的受けないと思われる事業者向けのページの閲覧数を指標に設定して、サイトの内容を充実させて、更新頻度を上げたいと考えているところです。

ただ、食品の検査結果や食中毒の発生状況など一般向けのページも大事な情報発信ですので、そちらのページの方も、今後も工夫してしっかり更新していきます。

また、毎年の審議会ではトップページの閲覧数を報告させていただきたいと思っております。

【青木委員】

委員の青木と申します。

取組指標 19（食品衛生監視員の HACCP 研修受講率）のところなんですけども、今回食品衛生法の改正の中で、HACCP の制度化が一つの目玉であったかと思うんですが、ここの目標値が 50%ということで、低すぎるのかなという気がかりがあります。

今後、小規模から大規模まで、HACCP の浸透について、取り組んでいくと思うんですけども、ぜひ、目標値を高めて HACCP の取り組み強化をしていただければと感じます。

【生活衛生課】

食品衛生監視員の HACCP 研修受講率ですが、目標値の 50%は県内の保健所等の食品衛生監視員の半数は毎年この HACCP 研修を受けて、HACCP 普及推進のスキルを上げていこうということで、設定しました。

次期計画では、監視員の受講率何%という設定の仕方ではなく、また感染症で集合形式の研修会の開催が思うようにいかないので、例えば職場にいながら、課題をこなしていくような研修のやり方も含めて推進していく、指標としてやっていくこととし、今後は監視員の所属機関として毎年参加するといったような、指標の設定の仕方ということで、研修を推進していきます。

【市川委員】

指標 19 番は保健所の監視員の受講率の話です。

私どもの食品衛生指導員は、県内に約 2000 名おります。

そのうちの、HACCP についても教えられる教育を受けて、業者の方に教えられる方が 30%の約 600 名いらっしゃいまして、ほとんどの営業所に対して要望にお応えできるような体制ができてきております。

保健所の監視員はもうすでに、その立場になる前にいろいろ講習を受けたりされており

ますので、かなりのことをご存知の方がほとんどでいらっしゃいますから、多くの心配はとりあえずないかと思います。
HACCP については新潟県が一番進んでいると思います。
全国が目標にしているのが新潟県でございますので、御安心いただきたいと思います。
ありがとうございました。

【浦上委員】
この（令和２年度の HACCP 研修受講率の）「29％」の方は過去にも受講しているということでしょうか。

【生活衛生課】
そのとおりです。

【浦上委員】
わかりました。
それから、この講習の内容と時間はどれくらいでしょうか。

【生活衛生課】
監視員の HACCP 研修の時間につきましては、概ね半日のカリキュラムになっておりまして毎年内容を変えています。
ある年は、「検証」として HACCP の衛生管理がうまく回っているかを外部から検証する。また違う年には、「危害要因分析」と、「CCP 決定のポイント」などです。
ほかには、小規模事業者に対しての工夫、といったようなことをやっております。

【城会長】
ほかはいかがでしょうか。
なければ、以上で、１番目の議題については終わりたいと思います。
それでは次に移ります。
議題の２番目としまして、令和３年度の食の安全に関するアンケート調査結果について事務局の方からご説明をお願いします。

【事務局】
資料２「令和３年度 食の安全に関するアンケート調査結果」を御覧ください。
このアンケートは、インターネット調査会社に委託し、新潟県民及び首都圏住民を対象に毎年実施しており、今年度は８月中旬に実施しました。
調査対象者は、男女、年代、居住地域に偏りが生じないよう選定されています。
なお、アンケート結果は新潟県民 約 220 万人中の約 500 人、又は首都圏住民 約 3600 万

人中の約 500 人の意見ですので、全体意見との間には統計的な誤差があります。

全体意見は、この調査で得られたパーセンテージの概ねプラスマイナス５ポイントの範囲にあるというくらいの感覚で見ていただけたらと思います。

今回のアンケートは全部で10問あるのですが、本日は基本計画の成果指標に関わる部分を中心に説明したいと思います。

それでは２ページを御覧ください。

問１は、「新潟県内で生産・加工・製造された食品の安全性についてどのように感じているか」を尋ねたもので、この問いに「安全だと思う」及び「どちらかと言えば安全だと思う」と回答した人の割合が、基本計画の成果指標に位置づけられています。

結果については、議題１で説明したとおり、県内・首都圏いずれも８割を超える高い数値でした。

この問１については、前回８月の審議会で高内委員から「回答者が新潟県産食品をよく食べるかどうか」を合わせて質問し、よく食べる人とそうでない人との差を見ることにより、本質的な傾向が見えてくるのではないかとの御意見をいただいたところです。

御意見をいただいた時点で既に今回のアンケートは実施済みであったのですが、今回の結果から何か傾向をつかめないかと考え、資料２－２を別に作成しましたので、そちらを御覧ください。

26ページの、「資料２－２　アンケート結果の分析と今後の情報発信の方向性」を御覧ください。

今回のアンケート結果から推測される傾向４点を順に説明いたします。

推測される傾向の１点目は、県内・首都圏とも「安全だと思う層」のほうが、食の安全への関心が比較的高く、食の安全に関する知識が比較的多いのではないかという点です。

なお、「層」という言葉は少しわかりにくいかもしれませんので、口頭説明では「グループ」と言い換えたいと思います。

関心度の差を示す根拠データですが、問５で「新潟県から発信してほしい情報があるか」を尋ねたところ、「特になし」と回答した割合に注目すると、県内・首都圏いずれも「安全だと思うグループ」より「それ以外のグループ」のほうが16ポイントから20ポイント高いという結果でした。

この「安全だと思うグループ」と、「それ以外のグループ」については、26ページのグラフの右に記載していますが、「安全だと思うグループ」とは、問１において、「安全だと思う」「どちらかと言えば安全だと思う」と回答したグループを言います。

「それ以外のグループ」とは、問１で「どちらとも言えない」「どちらかと言えば安全とは思わない」「安全だとは思わない」と回答したグループを言い、その大半は「どちらとも言えない」を選んでいます。

また、問10で「新潟県の特産品のうち、安全や品質の情報を知りたい品目はどれか」を尋ねていますが、県内・首都圏いずれも「安全だと思うグループ」のほうが安全や品質の情報を知りたいと回答した割合が高く、逆に「該当なし」と回答した割合は「それ以外の

グループ」のほうが約17ポイント高いという結果でした。

27ページを御覧ください。

次に知識の差を示す根拠データとして、問６でHACCPの認知度を尋ねたところ、全体的に認知度はあまり高くなかったのですが、県内・首都圏いずれも「安全だと思うグループ」のほうが「それ以外のグループ」よりも認知度が10ポイント以上高いという結果でした。

また、問８で魚介類につく寄生虫の一種である「アニサキス」の認知度を尋ねたところ、県内・首都圏いずれも「安全だと思うグループ」のほうが、認知度が10ポイント以上高いという結果でした。

推測される傾向の２点目は、県民に比べ、首都圏住民には新潟県産食品の情報は届きにくく、あまり知られていないという点です。

これは当然とも言える結果ですが、問４で新潟県からの情報発信の認知度を尋ねた結果、テレビ広報や新潟日報のお知らせ欄について、県内では２割前後の認知度がありましたが、首都圏ではほぼ０％であり、「いずれも知らない」との回答が約９割にのぼりました。

また、問７で新潟県による食品検査の認知度を尋ねていますが、こちらでも同様の傾向でした。

28ページを御覧ください。

推測される傾向の３点目は、首都圏住民の中には、食の安全への関心は高いが、新潟県産食品のことをよく知らないために問１で「どちらとも言えない・安全とは思わない」と回答した人が比較的多いのではないかという点です。

根拠データとして、問１で「どちらとも言えない」「どちらかと言えば安全とは思わない」「安全とは思わない」と回答した人に対し、問２でその理由を尋ねていますが、「食品の安全性について普段あまり関心がない」を理由に挙げた人の割合が、県内より首都圏のほうが約22ポイント低かった一方で、「新潟県産食品のことをよく知らない」を理由に挙げた人の割合は県内より首都圏のほうが約19ポイント高いという結果でした。

以上から、ほとんどが「どちらとも言えない」を選んでいる「それ以外のグループ」について、県内では食の安全への関心が低い人が比較的多いのに対し、首都圏では、食の安全への関心が比較的低い人に加え、関心は高いが新潟県産食品のことをよく知らないために選択した人が比較的多いのではないかと推測されます。

推測される傾向の最後４点目は、首都圏住民は、県民に比べて日常生活で新潟県産食品の情報に触れる機会が少ない中で、比較的はっきりと「安全だと思う」と回答している人の割合が多いのではないかという点です。

根拠データとして、問１で「安全だと思う」と回答した人と「どちらかと言えば安全だと思う」と回答した人の割合を県内と首都圏で比べると、首都圏のほうが「安全だと思う」と回答した割合が高く、県内のほうが「どちらかと言えば安全だと思う」と回答した割合が高いという結果でした。

これは男女別・年代別で比べても同様の傾向でした。

29ページを御覧ください。

ここまでアンケート結果から見えてきた傾向４点を説明させていただきましたが、これらを踏まえ、今後の情報発信の方向性について考察を加えたいと思います。

新潟県産食品の安全性に関する意識は、「食の安全への関心度」と「新潟県産食品の安全情報に触れる機会」に影響を受けると考えられますが、これらの要素に着目して住民を３つの類型に分けて考察しました。

類型１は、食の安全への関心が高く、安全情報が伝わっている人です。

現状で新潟県産食品は安全だと判断いただいており、引き続き安全だと思ってもらえるように、これまでどおり情報発信を続けていこうと思います。

次に類型２は、食の安全への関心は高いのだけれど、新潟県産食品の情報に触れる機会がないため、結果として判断がつかない、安全だと思ってもらえないという人です。

この類型に該当する人は、首都圏を含めて県外在住者が多いと思われます。先ほど挙げた傾向の４点目のとおり、少しでも情報が届けば安全だと思ってもらえることが期待されますが、発信手段が限られる県外に向けて、どうやって情報を届けるかが課題となります。例えば、インターネットの活用を検討していくことなどが考えられます。

次に類型３は、食の安全への関心が低く、安全情報が伝わりにくい人です。

県としましては、類型２に該当する方に対して、より積極的に、関心を高めてもらえるよう情報発信していくべきと考えています。

ここまで基本計画の成果指標に関わる部分を説明してきましたが、今回のアンケートで見えたそのほかの傾向について補足したいと思います。

資料２に戻って８ページをご覧ください。

問３は、「普段の食生活の中で、食の安全に関して不安を感じていること」を尋ねたものです。全体では県内・首都圏とも「細菌やウイルスによる食中毒」を挙げた人が最も多く、次いで「輸入食品の安全性」でした。

９ページを御覧ください。今の結果を男女別で比べたものです。ほとんどの項目で男性より女性のほうが不安を感じている割合が高いという結果でした。

10ページをご覧ください。今の結果を年代別で比べたものです。「４ 残留農薬」「５ 食品添加物」「６ 輸入食品」「７ 放射性物質」「10 遺伝子組換え」の項目については、年代が上がるにつれて不安を感じる割合が高くなる傾向が見られました。

逆に「９ アレルギー」に不安を感じる割合と「12 不安なし」と回答した割合は、若い年代のほうが高いという結果でした。

最後に22ページを御覧ください。

問９は、寄生虫アニサキスの主な特徴を知っているか尋ねたものです。

近年、全国的にアニサキス食中毒の報告件数が増えてきていることから今回質問に加えましたが、県内・首都圏ともに半数以上の人がアニサキスの形状、寄生場所、症状を知っているという結果でした。

今回のアンケートで得られた結果を踏まえ、より効果的な情報発信に今後努めて参りたいと考えています。

以上、食の安全に関するアンケート結果について説明させていただきました。

【城会長】

アンケート結果だけでなく、分析、それから今後の情報発信の方向性まで考えていただきました。

それではただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見がありましたら、お願いします。

【石田委員】

アクシアルの石田と申します。

よろしくお願いします。

普段の食生活の中で、食の安全に関して不安に感じていることを、というところの中で新潟県が安全かというのも大変大事ですが、我々現場の人間として、安全・安心な商品を提供しているのですけど、ちょっとした間違いによって、ちょっと安全じゃない食品を提供してしまったこともあります。

その際に、今までですと、我々本部の方から保健所へ、こういうことが起きたのでと連絡を差し上げたのですが、昨年から報告先が厚労省のホームページに一元化されました。

我々も何点か報告をさせていただきましたが、県内や関東のスーパーマーケットもそうですけど、今までは自社ホームページに情報をしっかりと上げていたのが、厚労省のホームページにあげることになってから、自社のホームページにあげなくなっているという状況です。

知っていただきたいお客様が、本当に厚労省のホームページを見てそれを知ることができるのか、伝達の報告が大きく変わってきたのではないかなと、ちょっと心配をしている状況であります。

弊社は今までと変わりなく、自社ホームページで公表している状況でございますが、他社の方が本当に少なくなってきているのが残念であって、今後も保健所主体で動いていただく時にそういう御指導をいただければなと、消費者目線で見ていただければなと、思いますので報告させていただきました。

【城会長】

実際に商品を販売してらっしゃる立場からの御意見と思いますけども、（事務局から）何かありましたら、お願いします。

【生活衛生課】

生活衛生課から、補足説明させていただきます。

いろんな理由で、食品の自主回収をしなくてはならない場面が出てきますけれども、事業者から報告相談を受けた保健所といたしましては、例えばアレルギーの表示漏れのように健康被害に繋がりうる案件につきましては、できるだけ多くの手段で、消費者に知らせる努力をしてくださいと助言指導させてもらっています。

厚労省の公表システムが立ち上がりましたが、そこだけに報告しておけばいいということではなく、健康被害に繋がるようなものはホームページ、店頭掲示、場合によっては新聞に社告を掲載するというようなこともあり得ると思っておりますので、そういったことを指導、助言させていただいているところです。

【城会長】

厚労省に報告すればいいという話ではないということですので、消費者の方に伝えられるように御指導お願いしたいと思います。

【高内委員】

前回までの会議で、私がお伝えしたことに対して、丁寧に工夫していただきましたことに、まずは感謝申し上げます。

例えば首都圏であれば、アンテナショップのネスパスで県産品を売っています。

ああいったところは時間やお金に比較的余裕のある首都圏の方が御利用になっていると思われます。

店内をゆっくり御覧になっている姿を、私自身が東京支社にいた時に見ています。

そうしたところに、ミニコーナー的に、何か情報発信できるものを委託運営会社さんにお願いしてみるのもいいと思います。合わせて店内のインフォメーションコーナーのようなものが使えるのであれば、そういった対面の場所でも、今はコロナウイルスの関係でやや機能も止まっていますけど、ただ売るのではなくて、差別化という点からも意味があるのではないでしょうか。新潟県ではこれだけ神経を使って、これだけ一生懸命おいしいと同時に皆様に安心・納得してお召し上がりいただけるものを作っているのですよ、ということを外に発信できれば有意義だし、そういった対話の機会も有効ではないかなと思います。

それから、今アクシアルの石田委員さんからお話があったように、情報発信を正直かつ丁寧にしているような皆さんが損をするような仕組みというのは、やはりおかしいと思うんですね。

それについては正直なところ皆様方、つまり県の責任というよりは国がシステムを変えてしまうことによって生じていることもあると思うのです。

でも、そのときに、きちんとした情報発信を行い、ピンチはチャンスというか、そういったマイナスの状況に対しても速やかに対応しているということによって、逆に信用を得ることは業者さんに限らず私はあると思っています。県の方としても、そういった情報が何かあったときに、きちんとそれはこういう事情でこうなんですよというフォローが可能あればいいのかなと思います。もちろん案件にもよりますが。

例えば、遺伝子組換え表示が 2023 年４月から変更になって、従来と同じようには使えなくなりますよね、確か。

これについても消費者の皆さんの関心は高いと思うんです。食品メーカーさんの側でも対応に苦慮されていると思うのですが、その場合は、県産をこれだけ使っていますよみたいな形でプラスのメッセージを発することが重要になってくると思われます。国が規制の大元を変更するのに伴って、メーカーさん側が従来と同じように製造していても表記を変更せざるを得なくなるという問題があります。やはり地場のものをより多く使っているものを食べたいなというニーズはあると思いますし、これまで以上に食品の安全・安心についてのきめ細やかな情報発信が選ばれるためには必要になるでしょう。

やり方によっては地場の県産品を選んで食べていただけるという習慣をより作りやすくなるんではないかなというように思っております。

【生活衛生課】

貴重な御意見ありがとうございました。

県産食品の上手なＰＲということをもっと進めていくというふうに受けとめさせていただきます。

【城会長】

ちなみにネスパスっていうのは私もよく耳にしますが、行ったことがないのですが、結構お客様っておられますか。

【髙口委員】

漬物組合から参りました髙口又四郎商店の髙口でございます。

表参道ヒルズでは人流は多いですが、物産を買われるような方が増えたということではなくて、あまり他の県の物産販売の場所からしたらよろしくないです。

【城会長】

人流が増えている。関東近辺の方がいらして、手を伸ばそうというのであれば、情報発信として活用しない手はないかなというような気がしますので、単純に販売の場だけでなくて新潟県の情報発信の場として使っていくと良いんじゃないかなと個人的には思います。

そこで安心していただくことによって購買に繋がると、さらに、よろしいかと思いました。

【浦上委員】

県内と首都圏で分けてらっしゃるわけですけれど、ここのところで傾向が違うところが幾つか、出てきていると思うのですけれど、「安全だと思う」と回答される方は、首都圏の方が多い。

その理由について、どのように考えてられますか。

【生活衛生課】

ただいまの御質問ですけれども、「安全と思う」、「どちらかといえば安全と思う」の二つの選択肢があったときに、情報が少ないであろう首都圏の方が「安全だと思う」と答えた人が多く、情報の多い新潟県民の方が「どちらかといえば安全と思う」と、控え目な答えをしている人が多いということですが、正直はっきりとした理由はわからないです。

推測といたしましては、首都圏住民の皆様は、新潟県産食品に対して良いイメージを持ってらっしゃる人が多いのではないかと考えております。

民間企業が行っている調査を見ますと、毎年全国１万 5000 人の方を対象としたアンケート調査で「この１年間に食べた中で良い印象が残っている品目」を聞いた中で、新潟県は米部門で毎年一位を獲得しており、新潟県の米に良い印象があるということが全国的に浸透していることが読み取れました。

一方で新潟県民は、当然新潟県産食品の情報に触れる機会が多いわけでして、様々な情報に影響を受けるのかなと思われます。

従いまして、単純に「安全だ」というふうには判断できず、「どちらかといえば安全」という選択になる人が多いのかなと、推測ですけれども、考えております。

【城会長】

ほかになければ、以上で、議題の２番目は終わります。

それでは、次が、議題の３番目、にいがた食の安全・安心基本計画の改定原案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

にいがた食の安全・安心基本計画改定原案たたき台について、資料３から資料８を用いて、御説明します。

はじめに、資料３「にいがた食の安全・安心基本計画の改定方針（案)」を御覧ください。

前回審議会と概ね同じ内容となっておりますが、１点、下枠の改定方針（案）について、下線部の計画期間を修正させていただきたいと思います。前回審議会では、令和４年度から７年度までの４年間を、次期計画の期間とする旨を書面でお示しし、了承していただいたところですが、改めて事務局で検討した結果、県の最上位計画である新潟県総合計画の目標年度と同じく令和６年度までの３年間としたいというものです。

次に、資料４を御覧ください。

「第１～３期計画の構成と次期計画改定原案たたき台構成案」についてです。

本資料は、第１期計画から次期計画改定原案たたき台までの計画目的や成果指標、各施策を一覧にしたものです。

平成 19 年度からの第１期計画では、「新潟県における『食の安全・安心』を推進するこ

と」を目的に、20 の施策を設けていました。

次に、平成 25 年度からの第２期計画では、目的や成果指標の変更はありませんでした。

一方で、施策６「食品等の放射性物質検査の実施」を新たに加えたほか、いくつかの施策について統合や基本計画本文へ組み入れるなどを行った結果、施策数を 20 から 13 に再編しました。

なお、「注１」として下の方に記載しましたが、県民アンケートにおいて、食生活の中で不安を感じる項目として「放射性物質」を挙げた人の割合の推移を見ると、原発事故直後の平成 24 年度は 63.7％であったのに対し、令和３年度は 17.0％まで減少しています。

次に、現行の第３期計画では、成果指標を、より理解しやすい表現である「新潟県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う県内外の住民の割合」に変更しました。また、食品衛生管理手法の国際標準である HACCP の推進を重点取組に位置づけました。

なお、注２にあるとおり、平成 29 年度以降、県内の食品製造業を対象に「HACCP に沿った衛生管理の導入率」を調査していますが、平成 29 年度は 17.0％であったのに対し、令和２年度は 61.2％と増加しています。

最後に、一番右の次期計画の改定原案たたき台ですが、まず計画の目的については、にいがた食の安全・安心条例第１条の目的と整合させることで本計画が条例の目的を達成するための行動計画であることを明確化するため、「県民が安全で安心できる食生活を享受でき、安全で安心できる食品を消費者に提供できる新潟県を築く」としたいと考えています。

次に「成果指標の目標」についてですが、現行計画の期間中に食の安全を大きく脅かすような大規模な食中毒や食品偽装等の事件・事故がないことで指標値が安定的に高い値で推移してきたこと、又、委員から「非常に高い数値を維持できており、計画は十分に達成できている」と評価されたことを踏まえ、目標を「基準年度から増加させる」から「県内８割以上、首都圏７割以上を確保する」に変更したいと考えています。

次に重点取組ですが、平成 30 年６月に食品衛生法が改正され、今年度６月に完全施行されたことを受け、「食品衛生法改正に伴う食品営業者全体の自主衛生管理の向上」を位置づけたいと考えています。

その下の食品衛生法改正に伴う新たな取組としては、「④原則全ての営業者に HACCP に沿った衛生管理を導入する」という取組があります。これは現行計画の重点取組である「HACCP 推進」と同じ内容になります。

そのほか施策４の関連として「届出制度の導入」、施策６の関連として「広域食中毒発生時の相互連携」等を加えたいと考えています。

次に、各施策についてですが、施策１「安全で安心な農作物等の提供の推進」から、施策４「安全で安心な加工食品の提供の推進」については、「安心な食品」というのは消費者が判断するものであると、以前委員から指摘を受けたので、「安心できる」に改めたいと考えています。

また、このほか施策体系を現行の 13 施策から 10 施策に再編したいと考えています。

体系については、資料５で説明いたします。

それでは、資料５を御覧ください。

「にいがた食の安全・安心基本計画　施策ごとの取組内容の比較表」です。

左に現行計画、右に改定原案たたき台を並べて示しています。

現行計画の施策は、白丸１から 13 までです。

このうち再編統合したい施策として、白丸５「添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底」については、右側の黒丸１～５に分割して統合することを考えています。また、現行計画の白丸６「食品等の放射性物質検査の実施」については、黒丸１と７へ。

同様に、次のページにあります、現行計画の白丸 10「食品関連事業者から消費者への情報提供の推進」については、黒丸７へ統合したいと考えています。

また、施策の体系を 13 項目から、10 項目に再編するにあたり、取組内容の一部を別の施策に移動させたいと考えています。

続いて、資料６を御覧ください。

「にいがた食の安全・安心基本計画　取組指標の見直し整理表」です。

取組指標は、各施策の達成度の目安として設定しているものですが、現行計画では、13 の施策に対し 20 の取組指標を設定しており、複数の施策に重複して設定しているものを含めると、のべ 25 の取組指標があります。

このように指標数は多いのですが、各施策の達成度の目安として少々わかりにくいものも含まれていること、また、社会情勢の変化等により現在は指標として適さなくなっているものがあることから、そのような指標については変更又は廃止をし、引き続き指標として適するものは継続したいと考えています。

本表の見方ですが、左端から順に現行の施策名、それに対応する指標名、その目標値と現状値、その右に「見直区分」として、「継続」「変更」「廃止」の別を記載しています。その隣に「見直しの方向性、理由」を記載し、さらに令和６年度の目標値とその設定の考え方を記載しています。

ここで、「変更」したい取組指標について、概要を説明いたします。

「２　畜産農場における飼養衛生管理基準の遵守率」については、「畜産農場に対する衛生管理対策についての指導数年間達成率」に変更したいと考えています。

右の「見直しの方向性、理由」欄に記載しておりますとおり、家畜伝染病の発生を予防することが食の安全・安心につながるという考えのもとに設定していましたが、食品衛生の観点に沿ったガイドラインが全畜種について示されたことから、そちらを指導の基準とすることとし、見直します。そして、農林水産省から出されている農場の生産者向けの『生産衛生管理ハンドブック』の内容に従い行った指導割合を指標とするとして、これに合わせて指標を変更するものです。

次に、「９　県ホームページ『にいがた食の安全インフォメーション』年間閲覧数」について説明をします。

先ほど資料１－４のグラフでお示ししたとおり、これまでトップページの閲覧数を指標としてきましたが、大規模な事件や事故などが発生した際に閲覧数が上昇し、発生がないと

閲覧数が減少する傾向にあり、情報発信事業の進捗状況を測る指標として必ずしも適当でないと考えられます。

一方で、インターネットによる情報発信は今後更に重要になると予想されることから、事件や事故の影響を比較的受けにくいと考えられる事業者向けページへの閲覧数を取組指標とし、また、実際に食品を製造等している事業者に制度の改正等、最新の情報を閲覧してもらうことにより、県内の食の安全・安心の推進を図りたいと考えています。なお、この事業者向けページについては、できるだけ多くの事業者にこまめに見てもらえるよう、役立つ情報をわかりやすくまとめたページに改良していきたいと考えています。

次のページを御覧ください。

「17　食育ボランティア登録数」については、実際に行った食育活動に関する指標として、本計画とは別に県が定めている新潟県食育推進計画における「活動した食育ボランティアの人数（延べ)」に指標を変更したいと考えています。

「18　にいがた食の安全・安心サポーター活動の年間利用者数」については、これまで、施策 13「食の安全・安心に係る人材の育成」の指標に位置づけてきましたが、サポーターの主な活動として、野生きのこの鑑別相談や講習会があり、きのこの食毒の鑑別のほか、生態や調理の注意点等きのこに関する幅広い知識を地域住民に伝えていることから、施策 12「食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進」に位置づけることにしたいと考えています。

「19　食品衛生監視員の HACCP 研修受講率」については、引き続き HACCP に沿った衛生管理の普及推進体制を確保していくため事業を継続するところですが、現行では食品衛生監視員が２年に１回研修に参加することとしている目標を、保健所等の組織としての研修参加率 100％を目標とすることで、普及推進の体制を確保していきたいと考えています。

「20　農薬管理指導士認定者数」については、「農薬販売店舗数が減少している中で農薬管理指導士の数を増やし続けていくことは困難であること、また、農薬管理指導士数と併せて農家数も減少していることをふまえ、目標を認定数から割合に変更し、農業者に対する指導的立場の者を一定程度維持することを目標としたいと考えています。

最後に、資料７から８について、概要を御説明します。

資料７を御覧ください。

「にいがた食の安全・安心基本計画改定原案たたき台」です。

現行計画からの変更点については、図表を除き下線を引いております。

基本計画の構成としては、１ページから７ページまでに、計画策定の経緯や計画の位置づけ、計画期間、目標、成果指標などを掲載しています。

８ページから 29 ページまでに、各施策の詳細を掲載しています。

30 ページから 34 ページまでに、用語解説を掲載しています。

資料７－２は、改定原案たたき台の概要版で、資料８は、改定原案たたき台新旧対照表です。

こちらは必要に応じて御覧いただければと思います。

以上、議題３について説明させていただきました。

【城会長】

それではただいまの説明につきまして、御質問、御意見があれば、よろしくお願いします。

【浦上委員】

資料４の黒丸の４ですが、資料の右の欄外には原則すべての営業者に HACCP に沿った衛生管理を導入するということになっていて、下の欄外の注２では、食品製造業者でこれをやっているのが 17%から 62%になったということですけれども、この 62%という数字は、右にあるみたいにそのすべての事業者が 62%導入しているということでしょうか。

【生活衛生課】

毎年、菓子製造業や漬物製造業など、新潟市を除く、新潟県内の従業員５人以上の食品製造業（営業許可を要する業種に限る）の皆様に、HACCP に沿った衛生管理を導入していますかということをお尋ねして集計した結果です。

HACCP に沿った衛生管理ですので、非常に大規模な工場であればコーデックスの HACCP の原則に基づいて実施するわけですけど、中小規模の製造業の方には厚生労働省のホームページに載っている、いわゆる手引き書を用いて HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を実施しているかということを集計した結果でして、基本的には県内の従業員５人以上の製造業を大体カバーしています。

【浦上委員】

非常に高い数字だと思うんですが、県の方でも、事業者さんのところに査察にいらっしゃるわけですよね。

その結果、合格点が取れたのは、これだけあったというわけでは必ずしもないんでしょうか。又、査察されて、不合格みたいなものっていうのは結構あるんでしょうか。

【生活衛生課】

令和３年の６月から HACCP に沿った衛生管理の完全な施行となっており、導入から間もないため衛生管理の実施状況を本格的にチェック、助言指導していくのは、これからという段階です。

県では、HACCP の講習会などをやりながら、「(衛生管理) 計画を作ってください」、「こういう記録を取ってください」というようなことをお伝えしながら、それに合わせてアンケートをとっている数字として見ていただければと思います。

【横尾委員】

まず１点、資料５で見直しを組み替えたりしておられて、それはそれでいいんでしょうけ

ども取り組み指標が継続か変更という形になっております。
要は、組み替えられた施策ごとの指標がどういう整理されたかというと、資料№７の５ページを見ればよろしいですか。
何が言いたいかというと、新しい組みかえの中で、例えば黒丸の「安全・安心できる農作物の提供の推進」で、農作物の残留農薬検査を移動して、その中にある取組指標が GAP だけですけども、それは別に全体を代表しているわけではなくて、その中の一つだということで判断していくという整理でいいのか、その辺をまずお聞きしたいです。

【生活衛生課】
委員おっしゃるとおり、例えば施策の１「安全で安心できる農作物」の関係の GAP 認証や流通している農産物の残留農薬検査など取組も多岐に渡る中で、全てを取組指標として挙げることはあまり現実的ではないので、代表的なもの、主なものを選んで指標に設定させていただいています。

【横尾委員】
そうなると、審議会では取組指標以外も報告してもらえるということでよろしいでしょうか。

【生活衛生課】
そのとおりです。
例年１回は審議会を開催して、県の取り組んでいる内容について、細かなところまで報告させていただいております。
本日、準備した資料では、資料１－２に１年間の実績を記載しております。
その中には、GAP の認証の実績や食品検査件数を報告させていただいています。
これは今後も続けて参ります。

【城会長】
今の御指摘は非常に大事な指標に挙げたものだけがその取り組み、施策の中身すべてではないので、引き続き細かな資料を含めて審議の中で御説明いただくとよろしいかと思います。

【横尾委員】
続いて申し訳ございません。
私、生産にかかわる JA の立場の委員でもあり、特に関係するのが黒丸の１とか２あたりだなとは思っております。
GAP の関係をお聞きしたいと思います。
指標として、認証 GAP の取得農場数で、今後 210 農場を目標ということの指標も出てい

るわけですけれども、それは当然GAP認証を取ると理解しております。
それ自体反対してるわけじゃないんですけれども、認証を取ること以前に、農林水産省で言えば「GAPをする」という、認証を取るのではなく「取組む」というようことに今、舵を切っていて、なかなか認証が取りづらいわけで、そんなことしております。
去年、私もJA大会ではそういうことを取り組むということを決議したんですけれども、そんな形も頭に置きつつ、２点ほどお願いしたいと思います。
１点は「GAPをする」という取組の中で、オリンピック以降、ほぼすべての国内の産地で国際水準のGAPを実施するみたいな国の考えがあるようなんですが、認証数ではなくて、そういうような取り組みに対する考え方、いわゆる認証数が指標ですけれども、それ以前の底辺を増やすみたいな考え方が根底にあるのかどうかをお聞かせ願いたいというのが１点です。
その内容にもよりますが目標年次で210の水準が高いのか低いのかという問題をお聞きしたいと思っていて、当然全体の農業者数から比べれば相当少ないという話になりますが、かたやGAPを取るということではある程度お金もかかったり、進め方もあるんですが210の根拠といいますか、考え方があったら教えていただきたい。
以上２点お願いします。

【経営普及課】
まずGAPの取り組みですけど、委員言われるとおり、まず底辺の拡大というのが一番大きい部分があると思います。
そのゴールが認証というところでありますので、当然底辺拡大、そこはJAの皆さん方と一緒にここの部分、ましてや食と緑の戦略もからんできますので、県としても推進していきたいと思っております。
そしてこの210の根拠ですが、このGAPがなかなか進まないというのは委員の言われるとおり、毎年の認証費用が15万から50万円ぐらいかかりまして、個人農家で認証し続けるというのは非常に厳しいところがあります。
そういう中で、個々の農家の負担が非常に軽くなるということで団体認証を推進していこうということで考えております。
JAさんで団体認証っていうところが今８JAぐらいあるかと思います。
現状の残っているJAさんからもそれぞれモデル的に取り組んでいただくことを計算しまして、1JAが、団体認証の場合は８ぐらい農場が含まれております。
そういうことを根拠に、210という数字を出しておりますし、また教育機関で、農業大学校はじめ農業高校等でも認証を教育の一環として取っているところがあります。
そういう部分では農業を学んでいる学校からもそれぞれ取っていただくということを積み上げて210という数字を出させていただいております。

【横尾委員】

わかりましたが、なかなか難しいっていうか、厳しい目標かなと思っています。
県にご協力いただきながら、JA ではやっていきたいと思います。

【城会長】
資料５で、いろんな組み替えをされて、順番を入れ替えていますが２枚目の一番上のところで白丸の８「危機管理体制の整備」について、黒丸では６で、施策名は同じですが順番を入れ替えてらっしゃって、健康危機管理対応研修の実施が１番上になっていますが、上にしたというのは、重点的にやりたいということでしょうか。

【生活衛生課】
危機管理体制の整備の取組内容の中の１番目に、研修の実施を繰り上げたのは、これが大事な取り組みであるということと、取組指標として、この研修の参加率を掲げているということもあり、一番先に持ってきた方がわかりやすいというふうなことで順番を組んだところでございます。

【城会長】
取組指標として挙がってきたということでわかりやすいようにってことですね。
次、もう一つ質問させていただきたいんですが。
資料６の②「安全・安心な畜産物の提供の推進」のところで、変更案として畜産農場に対する衛生管理対策についての指導数年間達成率に変更予定になっているんですけども、目標設定の考え方では、１年間ですべての畜産農家へ指導を行うとされていますが、指導数を幾つに設定するのかによって、達成率ってどうとでも変えられるじゃないかな、と。
全数指導するのが目標であれば、例えば、衛生管理対策についての指導率とか、全畜産農家の指導を行うということ自体がそのまま率直に出てくるような、指標の名前にならないかなと思いました。
また、その下にもう一つ、水産物の提供の推進のところで、目標値が 14 漁協になっていて、これも全漁協への指導を目標とする。
漁協数は変わっていってますよね。
令和２年度の目標は 15 漁協であったのが達成は 14 漁協に。ただ、一漁協やらなかったっていうわけではなく、数が減ったからという形になってくる。
見た目の上では、15 漁協から次の年は、14 漁協に達成率が下がっているような気がするんだけども、実際にはすべてやりましたってことで、母数が変わると見かけ上数字が変わってきます。
指導数年間達成率については非常にわかりにくいかなっていう気はするんですけども、いかがでしょうか。
ちょっと表現を変えられたらいいかどうかと思うんですが。
関連するような、100％実施を目的とするっていうところだと、他にもありますので、合

わせて変えていただくと良いかなと思います。

【山本委員】

漁協なんですけれども、確か名立と上越の漁協が統合されて、確か14になったと伺いました。

【城会長】

漁協の全数を指導したっていうことには変わりはないんですよね。

【畜産課】

施策②のところですが、御指摘のとおり少しわかりづらい表現になっておりました。

目標設定の考え方にあるとおり、この指標値につきましては、すべての畜産農家を指導するということでございますので、それに合った形で指標名を検討させていただきます。

【石田委員】

大変基本的なことを聞いて申し訳ないですが、たたき台の中で農産物とか、畜産物とかの安全で安心できるものを提供しますということに対して施策を行って、目標は、結構大きく達成できたと言ったときには、資料２の、新潟県で製造加工された食品の安全性についてという指標が大きく上がってくるということでしょうか。

新潟県がこういうことやりますということはわかるんですけど。

ここのアンケートで聞いてるのは県民であって、その取り組みに対して成果がこうだったっていうのは、県民は果たしてわかってくれてるのかっていう確認とか、そういうやり方、または周知の仕方というのが、今までと同じだと、アンケートを何回とっても多分そんなに変わっていかないんじゃないかな、と。

県の取り組みがどうでなくて、県民からの目線からこれを見ると、そんな感じがするんですけど、いかがでしょう。

【生活衛生課】

「県内で生産・加工・製造された食品が安全だと思う県内外の住民の割合」というものを計画全体の成果指標と位置付けていますが、農産物、畜産物、水産物の個々の取り組みをコツコツとやっていくことでそれが成果指標にすぐ直結するとはなかなか言いづらいところです。

食の安全はいろんな取り組みから成り立っておりますので、個々の取り組みをコツコツとつなげていけばそれが住民の方々に伝わって「より安全だ」と思っていただける度合いが高まるのではないかいう理想的な思いはありますが、確かに細かな取り組みを県民の皆さんが御存知かというと、そこまではいかないかなというようなところですが、成果指標はこの５年間の評価としては横ばいという状況です。

ただ横ばいとは言っても、県内住民では８割以上、首都圏住民でも７割以上の高い値でずっと維持されてきているということで、この５年間特に食の安全を大きく脅かすような事件や事故がなかったということもありまして、こういった高い値を維持しています。

これを 100%に上げるのは、現実的には難しいと思っており、これを維持することを計画の一番主要な指標として位置付けていきたいという考え方です。

【浦上委員】

私も同じような意見ですけれど、おっしゃったとおり大きな事件があるとこの数字が変わるわけですね。

これは県がどう頑張ってもしかたがない。

例えば前の地震があったときなんかこれ下がったのですから、これを入れることが本当に妥当なのかなということをすら、ある意味思ってしまいますね。

しかもこの場合には、「思う」というのは安心であって、安心っていうのは考え方、感じ方なので、なかなかコントロールできないんですね。

ですから安全に関しては、きちっとしたことをやれば安全確保、サイエンティフィックに確保できるからやるんであって、それがなかなか住民に伝わらないのも確かなんですけれど、その辺をもう少し分けられた方がいいんじゃないかなと思うんですね。

成果指標は「安心」になってしまっていると思うんですが。

それなのでなかなか計りにくいんで今おっしゃられたような、意見が出てきてしまう。

例えばこの出てきたデータでもこの県内と首都圏とで、「安全だ」と思う比率が大分違うわけですね。その「どちらかといえば」というものを取り除いて。

これ何で首都圏の方が大きいのっていうことを、少なくとも私どもは説明を受けたんですけれど、この最終的にこれ（資料７ 計画案）を配るんだろうと思うんですけれども、資料７にはそういう違いについてどう考えるかというようなことが書かれていないっていうのを、これを持った人が不信を持つんじゃないかなと。

新潟県の人が安心、安全だと思っていない比率の方が首都圏の人よりも少ない。

つまり「知っているから危ないと思っているの？」って。「安全でないと思っているの？」みたいなとらえ方もできてしまうので、使われるんだったらもうちょっと説明があってもいいんじゃないかなと思っています。

いかがでしょうか。

【生活衛生課】

確かにこちらの成果指標は、住民がどう思うかという、意識の問題といいますか。

従ってちょっとコントロールできない領域であろうというふうに考えているんですが、新潟県の食品の安全性については、現在いろんな取り組みをしている中で、安全性の確保はできているんだろうと考えており、あとはどのように住民の方に伝え、浸透して安心していただけるかというところをゴールとしたいと考えています。

委員御指摘のとおり大きな事件・事故があると、もしかしたらこの値が、大きく下がってしまうかもしれない。

ただ、その場合に安心できる安全情報を集中的に発信していくことで、その低下を少しでも早く回復させるといったことでもこの値を注視していく意味があるのだろうと考えています。

【浦上委員】

確かに行政は住民の安全・安心を得るというのは大切なことだと思うんです。

安全と安心が違うんだみたいなことを発信していただくということもお願いしたいなと。

【高内委員】

今、浦上先生がおっしゃったことと私も同感です。安全っていうのは、客観的な事実、安心っていうのは主観的な消費者側の受けとめ方の問題です。

それで、皆さんがおっしゃっているように、すでにこの計画の第１期からずっとこれを積み上げてくることによって、一番大事にしていらっしゃる調査の１番目の項目が、県内にしても首都圏にしても、これ以上数字を上げていくのはかなり厳しいという水準までは到達しているわけですよね。

１期から積み上げてきたことによって、今このような状態でありますと、安全を確保すべくやってきたことの成果が現れていますということを最初にうたって良いと思うんですよ。

その上で、さらにその水準を一層上げていきたい。そのために、このようなことを設定して、一つ一つ、積み上げていきたいというのが次の期ではないかと。

次の期で指標数が減るということを、県民の皆さんの中には、うがった見方をすれば手抜きするのって単純にとらえる方もおいでにかもしれないと思うんですよ。

減らす理由として、私たちはこの審議会で説明を聞いているので、なぜこのように整理をつけるかという方向性・理由はわかりますが、県民の皆さんは示された文書でしか知りようがありません。

そこのところも含めて、これから先、県民の皆様へ提示していかないと、せっかくやっていらっしゃる方向性が正しくても誤ったとられ方をされかねないかなというふうに思っています。だから、例えば計画案を提示される前にＡ４ペーパー１枚でもいいと思うんです、今私が申し上げたようなことを含め、最初にそこだけ読めば、ご理解いただけるようなものを提示してはいかがでしょう。

こういうことでこれを作っているのかとか、どういうわけで変えるのかなとか、すぐに分かっていただけないと、浸透しにくいです。皆さんお忙しいので細かな数値までは相当関心ある人じゃないと読んでくださいません。

県としての基本的考え方をできるだけコンパクトに端的に最初につけて提示していただいた上で、細かいところに入っていただくような見せ方ができると、県民の皆さんの御理解も進むんじゃないかと思うし、安全と安心は違うんだ、根本的にそこのところはきちんと皆

さんも受けとめてくださいよっていうこともメッセージとして合わせて発信していけるのじゃないかなというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

【生活衛生課】

いただきました御意見を十分に考慮して、計画案のパブリックコメント募集の際に私どもの考えが伝わるように丁寧な公表の仕方を検討していきたいと考えております。

【城会長】

御指摘いただいた見せ方は非常に大事ですので、ぜひ工夫していただければと思います。

私からよろしいでしょうか。

資料の６の 17 番、食育ボランティアに関するところなんですけども、現行の食育ボランティアの登録数を指標にしていたものを変更し、活動した食育ボランティアの延べ人数に変更するということで、それはよろしいかと思うんですけども、ボランティアの登録数が令和２年度では 1,069 名いて、コロナ禍ということもあって、活動延べ人数が 13 名。

ただコロナ前でも、70 名とか 60 名で推移しているので、1,000 人も登録しているのに百人未満しか活動してないっていうのは、ボランティアとしていかがなものか。

登録してらっしゃるボランティアの方からすると、ぜひ活躍したいと思って登録しているのに、全然声がかからない。そうすると辞めちゃおうかな、と。それがまた減っていく一つになっているのかなという気はするんですが、何か活躍する場をもっと広げるとか、コロナ禍は難しいと思いますけど、ポストコロナにはこういうふうに活躍の場を広げてという点を、せっかく登録してやってらっしゃるのでお聞かせください。

【食品・流通課】

食育ボランティアについては、これまで指標で追いかけておりましたボランティア数というところは、やはり裾野を広げることが大事だということでそこで把握してきたわけですけれども、ボランティアの数の減り目のところは、ボランティアを有償と捉えるか、無償と捉えるか。大きな団体さんが無償ではちょっと御協力いただけないということで、数値については大きな変動が出てしまったというところが事実としては１点あります。

その上で実際に活動されている方が 100 人程度をちょっと切るぐらいだというところは、やはり活動の場が少なかったんじゃないかという御指摘はそのとおりだと考えておりまして、現時点で食育の推進について、いろいろな県の他計画もできてきておりますので、そこと連動しながら、例えば活動の場所を、生産現場での農作業体験ですとか、いろいろなゲームを組み合わせて小中学校、幼稚園、その他地域の方々に、食育の場面を提供していけるようなことを今後考えていこうとしておりますので、その取り組みの中で活動していただく方も、現状から 1.5 倍程度まで伸ばしていきたいと、いうような見込みの中で取り組みを進めていきたいと考えております。

【城会長】

ぜひ積極的に活躍できる場を増やしていただいて、新潟県の食育が推進できるように、取り組んでいただきたいと思います。

他になければ、以上で議題の３については終了にしたいと思います。

それでは次に、議題４「にいがた食の安全・安心基本計画の今後のスケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

にいがた食の安全・安心基本計画の今後の改定スケジュールについて、御説明します。

資料９　にいがた食の安全・安心基本計画の今後の改定スケジュール（予定）を御覧ください。

今年度８月に第 23 回審議会を開催いたしました。

本日、１月 12 日が、24 回審議会です。

本日いただいた御意見を踏まえて事務局で改定原案を作成し、２月に公表して県民意見を募集したいと考えています。

さらに県民意見を踏まえて原案を修正し、３月４日に予定している第 25 回審議会において修正案を審議いただきたいと思います。

その後、年度内に計画を改定し、公表したいと考えています。

第 25 回審議会の開催については、別途開催通知及び出欠確認させていただきたいと考えておりますので、その際も、御協力くださいますようお願いいたします。

以上、議題４について説明させていただきました。

【城会長】

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見があればお願いいたします。

特に御意見がないということですのでスケジュール通り進めていただきたいと思います。

以上で、本日の議事は終了になりますが、委員の中には、十分に発言できなかった、また御質問もいろいろおありかと思います。

発言できなかったような御意見等に関しましては、本日、事務局から配布されているとＡ４の１枚紙がついていると思います。

そちらに意見等を記載していただいて、事務局に提出いただきたいと思います。

それでは議題すべて終了ですが、皆さんの方から、それから事務局の方から何か追加はありますでしょうか。

特になければ、以上で終了としたいと思います。

それではこれで議長の任を終了させていただきます。

長時間にわたりどうも御協力ありがとうございました。

【事務局】

城会長、大変ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましても長時間にわたり、熱心な御審議をいただき大変ありがとうございました。

これをもちまして第24回にいがた食の安全・安心審議会を閉会させていただきます。

何かお気づきの点がございましたら、いつでも事務局まで御意見等いただければ幸いです。